

令和 7 年 第 3 回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和 7 年 3 月 2 5 日（火）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 5 5 分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、宮田委員
欠席委員
吉田委員
出席事務局
鈴木管理課長、土屋管理課長補佐、武田指導室長、金須社会教育課長補佐、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長、田中学校教育係長
欠席事務局
藤森社会教育課長、杉崎公民館副館長、
- 4 会議録署名委員：宮田委員
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 7 年 3 月 2 5 日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 4 号	令和 6 年度いじめ・不登校調査の概要の報告について
5	報告第 5 号	専決処分事項の報告について (令和 7 年度弟子屈町立学校職員の任免について／3 月 1 9 日付)
6	議案第 9 号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
7	議案第 1 0 号	弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
8	議案第 1 1 号	弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について
9	議案第 1 2 号	弟子屈高校入学祝金支給要綱の制定について
1 0	議案第 1 3 号	弟子屈町指導者資格取得等交付金交付要綱の制定について
1 1	議案第 1 4 号	弟子屈町立学校情報機器等の整備・更新に関する計画の策定について
1 2	議案第 1 5 号	弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
1 3	議案第 1 6 号	弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
1 4	議案第 1 7 号	弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
1 5	議案第 1 8 号	令和 7 年度教育委員会職員の任免について

会議内容

【開 会】

鈴木課長：ただ今より、令和7年第3回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長からあいさつをお願いします。

岩原教育長：おはようございます。

お忙しいところ、ご出席いただき大変ありがとうございます。

本日は、吉田委員から欠席する旨の連絡がありましたので、よろしくお願いします。

昨日で小中学校の卒業式もすべて終わり、委員の皆さまの祝辞等の対応、ありがとうございました。また入学式におかれましても、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは令和6年度としては最後となりますけれども、ただ今から令和7年第3回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長：日程1 会議録署名委員の指名につきましては、宮田委員にお願いしたいと思います。

前回の臨時教育委員会での会議録の署名につきましては、菅原委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長：日程2 会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長：日程3 教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

- 2月26日（水） 第2回定例教育委員会
- 2月27日（木） 管内学校ICT環境・活用連絡会議
弟子屈高校学校運営協議会
- 2月28日（金） 教育委員会連絡会議
第1回臨時教育委員会
- 3月1日（土） 第61回弟子屈高校卒業証書授与式
ふるさと講座「アイヌ文様刺繍体験」
- 3月3日（月） 教職員人事異動校長通知
教職員人事異動内示

3月4日（火）	公立高校入学試験（弟子屈高校 16 人受験） 第 1 回定例町議会（～7 日）
3月8日（土）	芸術鑑賞バス事業「清塚信也 With N 郷メンバー～カラフル・ミュージック・ツアー～2025」
3月9日（日）	てしかが町女性のつどい・生涯学習講演会
3月10日（月）	和琴小学校運営協議会 釧路管内教育実践表彰贈呈式
3月11日（水）	生きがい講座弟子屈学級閉講式 第 1 2 回連携校長会議 令和 7 年度町防災会議 令和 7 年度国民保護協議会
3月12日（水）	生きがい講座川湯学級閉講式 郵便局との街づくり協議会 郵便局との街づくり意見交換会
3月13日（木）	教頭会議 テシカガまちなかデザインキックオフセミナー
3月14日（金）	中学校卒業証書授与式 スポーツ表彰・スポーツ協会表彰授与式
3月15日（土）	地域おこし協力隊活動報告会
3月17日（月）	大雪警報による小中高臨時休校（前日判断） 町職員人事協議及び内示 アイヌ等振興事業計画策定町民委員会（悪天候で延期）
3月18日（火）	始業時間 2 時間繰り下げ 図書館寄贈贈呈式 川湯ばやし文化財指定書交付 中学校部活動地域移行検討協議会
3月19日（水）	弟子屈高校地学協働アワードグランプリ授賞式 弟子屈小学校（第 1 2 5 回）・川湯小学校（第 9 5 回）卒業式
3月21日（金）	高齢者叙勲伝達（元川湯小学校校長伊藤正克）瑞宝双光章 泉野教育局長離任挨拶来庁
3月22日（土）	認定こども園ましゅう卒園式 高校地学協働コーディネーター活動報告会
3月23日（日）	ダンスイベント「Fun Fun Festa! 」 in Teshikaga」
3月24日（月）	美留和小学校修了式・卒業式（第 1 0 7 回） 町内小中高等学校修了式・離任式 異動教職員挨拶来庁
3月25日（火）	第 3 回定例教育委員会

教育長日記 4 件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

ありませんか？

よろしければ、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第4号「令和6年度いじめ・不登校調査の概要の報告について」を議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

武田室長：令和6年度いじめ実態調査の概要について説明させていただきます。

資料はお手元に配付させていただいております。

それでは調査概要についてお話します。表紙をめくり、1ページ目をご覧ください。

本町では、いじめ根絶に向けて「1学校1運動」や「弟子屈町いじめ撲滅サミット」における取組の交流等、いじめの未然防止に全力を挙げております。

また、町内全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」が策定され、法に基づいた組織的ないじめへの対応がなされています。

「いじめは、どの学校においても起こりうるもの」という考えのもと、常に未然防止・早期発見・早期対応を心がけることが重要であると考えています。

いじめ実態調査の実施時期は6月現在、11月現在の2回行い、町内全小中学校を対象に実施しています。なお、実態調査以外にも、日常的に相談対応をとっています。

「嫌な思いをしたことがある」児童生徒の割合については、(1)の表の通りです。特に大切なのが積極的な認知です。下の表では、小中学校共に積極的な認知が進められています。

(2)をご覧ください。「どんな嫌なことをされたか」の問いでは、小中学校共に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」件数が多いことがわかります。また、小学校ではこのほかに、「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」なども目立っています。

2ページをご覧ください。「嫌な思いをした時、誰に相談しますか？」の問いでは、小中学校共に学校の先生や父や母に相談する児童生徒が多いことが分かります。気になる点としては、誰にも相談しない児童生徒が一定数いますが、前年度と比較する減少傾向にあります。

「いじめはどんなことがあっても許されない」の問いでは、少ない件数ではありますが、「そう思わない」「よく分からない」と答える児童生徒が一定数いることも課題です。

以上の結果から、小中学校共に、いじめの積極的な認知が進んでおり、「見逃し0」に向けての意識が高まっています。

また小中学校共に、「いじめはどんなことがあっても、許されない」という問いに対し、「そう思わない」と回答した児童生徒が減少し、いじめは許されないという意識が醸成されてきています。

一方で、「嫌な思いをした時、誰にも相談しない」と回答した児童生徒が小中学校共に一定数います。安心して相談できる環境づくりが求められます。

また小中学校共に、「いじめはどんなことがあっても、許されない」という問いに対し、「よく分からない」と回答した児童生徒が減少してはいるものの、小中学校共に一定数みられます。「いじめは絶対許されない」という更なる意識の醸成が必要です。

今後の対応として、いじめに対する捉え方や、児童生徒の悩みに対して親身になって耳を傾ける、相談しやすい環境づくりを大切にしていきたいと考えています。

つづいて、令和6年度不登校児童生徒の概要について説明させていただきます。3ページ目をご覧ください。

不登校の定義ですが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるために欠席したもののうち、病気や経済的な理由をのぞくものとされており、年間累計30日以上欠席が該当します。

調査方法ですが、毎月1回、各校より所定の様式に記入の上、提出の形をとっています。

不登校児童生徒の実態ですが、2月末現在で、小学校7名、中学校9名の計16名となっています。

人数自体は昨年比で-1名となり、一昨年度をピークに減少に転じております。改善傾向の大きな要因として、美留和小学校の特認校化があげられます。大きな集団での生活に困り感を感じている児童が、小規模校である美留和小学校に転校することで、元気に登校できるようになった事例も見受けられます。

一方で価値観の多様化に伴い、「学校に登校する・させる」という従来の意識に縛られないケースも増えてきました。

今年度も、民間施設との連携も進め、情報共有を図っています。また、今後も学校における不登校対策委員会に町教委も参加し、その内容を分析した上で、健康こども課と連携したケース会議の開催も検討しています。

いじめ同様、相談しやすい学校体制の構築が第一であると考えます。今後も児童生徒・保護者・学校のより一層の信頼関係の構築に向け、指導・助言に努めてまいります。

最後に、調査資料については本会議における説明資料として用意したものですので、取扱いについては十分にご留意願います。

以上です。

岩原教育長：ただいま、「いじめ・不登校調査の概要について」報告ありました。何か質疑がありましたらよろしくお願いします。

よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第4号「令和6年度いじめ・不登校調査の概要の報告について」を報告済みといたします。

岩原教育長：日程5、報告第5号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。

本件は、「3月19日付けの令和7年度弟子屈町立学校職員の任免について」で、新採用教職員と期限付教職員の任免であります。

なお、「道費負担教職員たる町立学校の教職員人事の内申に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より、説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

それでは、報告第5号「専決処分事項の報告について（令和7年度弟子屈町立学校職員の任免について）」を承認致します。

岩原教育長：日程6、議案第9号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました議案第9号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、総務省、外務省、文部科学省（三省）からの通知及び一般財団法人 自治体国際化協会の標準的な規則（案）の通知に基づき、令和7年3月定例議会において「弟子屈町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」で、外国語指導助手の報酬を引き上げる条例改正が可決されました。今回の条例改正に合わせ、「弟子屈町招致外国青年任用規則」につきましても、一部改正することとし、また、刑法が改正されたことにより、同規則内の文言整理をする必要があるため、併せて提案をさせていただくものであります。

それでは、議案第9号のページをご覧ください。

議案第9号、弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。

以下省略させていただきます。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

まずは、報酬及びその計算を定めている第6条で、

来日1年目についての月額「28万円」を「33万5,000円」、

年額「336万円」を「402万円」に、

2年目については、

月額「30万円」を「34万5,000円」、

年額「360万円」を「414万円」に、

3年目については、

月額「32万5,000円」を「35万5,000円」、

年額「３９０万円」を「４２６万円」に、

４年目及び５年目については

月額「３３万円」を「３６万円」

年額「３９６万円」を「４３２万円」にするものです。

次の第１２条は、「第６条」を「第４条」に変えるものですが、引用する条に誤りがあつたため修正するものです。

次の第２８条第３項第２号は、刑法改正により懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑に一本化されたことに伴う文言整理となります。

第６条及び第１２条については、令和７年４月１日から施行し、第２８条については、令和７年６月１日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第９号についての説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第９号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程７、議案第１０号「弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました議案第１０号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本町のスクールバス運行等について定めた弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の中で、通学時のスクールバスを利用しようとするときは、「スクールバス利用申込書」を在学する学校長を経由して教育長に提出しなければならないとあります。

従来、書面によって行われてきた申請業務を、北海道電子自治体共同システムの北海道電子申請サービスを利用して電子化するにあたり、学校長を経由することなく教育長へ提出するため、規程の改正について、提案するものであります。

それでは、議案第１０号のページをお開き願います。

議案第１０号「弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

以下、省略させていただきます。

次の１ページの新旧対照表をお開き願います。

通学時の承認等を定めた第3条の中で、当初にその在学する学校長を経由して教育長に提出しなければならないとあるものを、教育長が定める日までにと改めます。

次の別記様式第1号、参考資料17ページの「スクールバス利用申込書」は、学校長を経由することを不要としましたので、その部分を削除とします。

附則として、令和7年4月1日からの施行と致します。

以上、簡単ではありますが、議案第10号の説明とさせていただきますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第10号「弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程8、議案第11号「弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

鈴木課長：ただいま、上程のありました議案第11号について、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱につきましては、町外から弟子屈高校へ通学、又は通学するため下宿等を行う生徒に対し、高校の受入体制及び学校教育環境の充実を図ることを目的としております。

町内における生徒の受入れ施設の状況は厳しく、これまでの補助要件では保護者負担が多大となることから、要綱の改正を提案するものであります。

それでは、議案書の、議案第11号のページをお開き願います。

議案第11号 弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページの新旧対照表をお開き願います。

主な改正箇所は、第4条の補助金の対象となる経費及び補助金額について、別表にて定めるとしており、2ページをお開きください。

別表中、下宿等に要する経費の補助金の額について、これまで対象経費の1/2、月額の上限額を2万円としていたものを、対象経費の2/3とし上限額を6万円と改めるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

金井委員：今回、道外から来られる生徒の下宿代はいくらかかる予定となっているのでしょうか？

鈴木課長：昨年から TESHIKAGA HOSTEL MISATO をお願いをしていたところです。通常では 1 カ月十数万円かかるところを、オーナー様のご厚意により 1 カ月 8 万円、朝食につきましては、1 万円で提供していただくことで、合計 9 万円の費用となっております。9 万円の 3 分の 2 になりますので、保護者負担としては、6 万円を想定しているところです。物価高の影響等も踏まえ、この金額程度補助を行わないと、ご家庭の負担が大きくなるのかなというところで、6 万円を上限とし、改正させていただいたところであります。

金井委員：わかりました。ありがとうございました。

岩原教育長：ほかにありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第 11 号「弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程 9、議案第 12 号「弟子屈高校入学祝金支給要綱の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

鈴木課長：ただいま、上程のありました議案第 12 号について、提案理由をご説明させていただきます。

この要綱につきましては、弟子屈高等学校に入学する生徒の保護者の経済的負担の軽減と生徒の健全な育成を支援することを目的としております。

今回の支援については、国の GIGA スクール構想により、令和 4 年度から高校においても 1 人 1 台端末の環境整備が必要なことから、当時、PTA 会員や新入生保護者から財政的な支援の要請があり、端末を整備したところです。

この端末が、令和 7 年 5 月に保守契約が切れることから、7 年度新入生に対し、タブレットの購入費用の一部を入学祝金として交付するものです。

それでは、議案書の、議案第 12 号のページをお開き願います。

議案第 12 号 弟子屈高校入学祝金支給要綱の制定について

以下、省略させていただきます。

次の 1 ページの要綱をお開き願います。

この要綱は、第 1 条目的から第 8 条委任までとなっており、別記様式第 1 号弟子屈高校入学祝金支給申請書から第 4 号弟子屈高校入学祝金支給台帳までとな

っております。

主な内容としまして、第2条の支給対象者は、弟子屈高等学校に入学した生徒の保護者とし、第3条では祝金の額を一人5万円としております。また、第6条においては、申請等に偽り等があった場合、祝金の返還を命ずることができることとしております。

なお、この要綱は令和7年度新入学生からの対応となります。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

菅原委員：こちらは、タブレットを購入するための補助金みたいなものでしょうか？

鈴木課長：要綱の中では、祝金の内容を絞ってはいません。以前パソコン端末を整備いたしました。保証期間が満了するのと、今後、1人一台端末として購入し、継続して使用できるように、タブレット購入するのを目的としております。今現在、パソコン端末等を持っており、学校が推奨する端末仕様に満たしている方は、そちらを使用いただき、制服代などの一部に充てていただくなどできますが、教育委員会としては、タブレット購入にかかる一部補助と考えております。

菅原委員：わかりました。入学者方全員が申請して、祝金をもらえるような内容と捉えていいでしょうか？

鈴木課長：はい。入学をしてから通知を行い、高校に入学した証明を頂いてから、各ご家庭に振り込まれることとなります。

菅原委員：はい。わかりました。

岩原教育長：ほかにありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第12号「弟子屈高校入学祝金支給要綱の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程10、議案第13号「弟子屈町指導者資格取得等交付金交付要綱の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました議案第13号について、提案理由をご説明させていただきます。

子どもたちが継続的で質の高いスポーツ活動及び文化・芸術活動に参加する機会を確保し、中学校部活動改革における円滑な地域移行を推進するため、地域の受け皿や指導者として携わる方に必要となる資格等の取得に係る経費の一部に対し、交付金を交付することについて、新たな要綱を制定し、提案させてい

ただくものであります。

それでは、議案書の、議案第13号のページをお開き願います。

議案第13号 弟子屈町指導者資格取得等交付金交付要綱の制定について
以下、省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

第1条に、この要綱の（目的）を定め、第2条に（対象者）として、
各号の団体に所属する、地域移行の受け皿となる団体の指導者として携わる者
または携わる希望のある個人としております。

対象経費については、第3条にありますように、講習の受講料、試験の受験料、
資格の登録料、交通費及び宿泊費としております。

交付金の額については、第4条にありますように、講習の受講料、試験の受験
料、資格の登録料、交通費及び宿泊費の合計額とし、上限を80,000円として
おります。

資格の更新にかかる経費につきましては、先程説明いたしました講習の受講料、
試験の受験料、資格の登録料、交通費及び宿泊費の合計額の2分の1以内とし、
上限を20,000円としております。

第5条以降は受講の届出、交付申込み等の手続きについて、項目を定めており
ます。

この訓令は、令和7年4月1日から施行いたします。

ただし、令和6年度に受講し、令和7年度中に修了したものに限って、
現に指導者に必要な資格の取得等に要する講習を受講している方又は当該講習
を修了している方については、交付申込みができるなど措置が図られるように
なっております。

以上、簡単ではございますが、議案第13号の説明とさせていただきますので、
ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いしま
す。

岩原教育長：ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第13号「弟子屈町指導者資格取得等交付金交付要綱の制定に
ついて」を承認いたします。

岩原教育長：日程11、議案第14号「弟子屈町立学校情報機器等の整備・更新に関する計
画の策定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

鈴木課長：ただいま、上程のありました議案第14号について、提案理由をご説明させて
いただきます。

これまで、弟子屈町においても国が進める GIGA スクール構想における 1 人 1 台端末の環境整備を令和 3 年に行っておりますが、端末の経年劣化や OS の更新が必要なことから、令和 7 年度において機器の更新を実施し、令和 8 年度から使用することとしております。

国では、この機器の更新に係る補助要件としまして、各種計画を令和 6 年度末までの公表を条件としており、この計画を策定し、公表するものです。

それでは、議案書の、議案第 14 号のページをお開き願います。

議案第 14 号 弟子屈町立学校情報機器等の整備・更新に関する計画の策定について

以下、省略させていただきます。

次の 1 ページの計画をお開き願います。

この計画は、1. 端末整備・更新計画から 4. 1 人 1 台端末の利活用に係る計画までとなっております。

1. 端末整備・更新計画では、令和 7 年度における機器更新の台数や処分方法など記載しております。

2. ネットワーク整備計画では、必要なネットワーク速度の確保状況や今年度実施したネットワークアセスメントの実施から、課題改善を図ることを記載しております。

3. 校務 DX 計画では、当町の教育 DX における重点的に推進する項目について、記載しております。

4. 1 人 1 台端末の利活用に係る計画では、弟子屈町が掲げる「確かな学力のかん養と情報化教育の強化」への取り組みを進める上で、必要な ICT 環境を整備するとともに、デジタル教科書や AI ドリル等のデジタル教材を導入し、1 人 1 台端末の利活用を図っていくことを記載しております

以上、簡単ではございますが、議案第 14 号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

今年、令和 7 年度に補助金を受けて更新するために、こういった計画策定が義務付けられているということでもあります。

ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第 14 号「弟子屈町立学校情報機器等の整備・更新に関する計画の策定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程 12、議案第 15 号「弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

金須補佐：ただいま、上程のありました議案第15号について、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈町立小中学校の施設開放につきましては、令和7年度から、弟子屈中学校のソフトテニス場が、学校授業と部活動での利用の見込がなくなることから、施設の有効活用を目的に、ソフトテニス場を学校施設開放事業として、一般に利用出来るように規程を一部改正するものです。

それでは、議案書の、議案第15号のページをお開き願います。

議案第15号 弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せて、参考資料の26ページには、改正前の様式を記載しております。

別記第1号から3号までの様式に屋外施設を追加する改正となります。

以上、簡単ではございますが、議案第15号の説明とさせていただきますので、ご承認頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第15号「弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程13、議案第16号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題と致しますが、関連がありますので、次の日程14 議案第17号「弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」も、一括して議題とします。
それでは、事務局より、説明をお願いします。

金須補佐：ただいま、上程のありました議案第16号及び議案第17号について、関連する議案となりますので、一括して提案理由をご説明させていただきます。

現行のスポーツ、文化助成基準について、近年の物価高騰により、宿泊費等が上昇している状況であり、全道・全国大会に出場する生徒の保護者への負担が大きくなっていることから、少子化対策として、経済的な負担軽減することを目的とし、スポーツ、文化助成ともに児童、生徒、学生の助成率を8割から全額とする改正となります。

それでは、議案書の、議案第16号のページをお開き願います。

議案第16号 弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せて参考資料の29、30ページに改正前の全文を記載しております。

助成の範囲の、第3条第2項の児童生徒及び学生については算出額の8割を助成するを全額とする改正となります。

次に、議案第17号 弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せて参考資料の31ページから33ページに改正前の全文を記載しております。

先に説明したスポーツ振興助成同様に、助成率等について、第3条の助成対象経費の8割以内を全額とする改正となります。

以上、簡単ではございますが、議案第16号及び第17号の説明とさせていただきますので、一括してご審議のうえ、ご承認頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、2件についての説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。ありますでしょうか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第16号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

議案第17号「弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長：日程15 議案第18号「令和7年度教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。

本件は、「事務局職員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

それでは、議案第18号「令和7年度教育委員会職員の任免について」を承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

岩原教育長：各委員からありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局からお願いします。

鈴木課長：事務局からといたしまして、お手元にあります「令和7年 第1回弟子屈町議会定例会一般質問」の資料をお配りしております。

こちらにつきましては、先程教育長がお話した通り、3月の定例議会におきまして、板垣議員より「未来を見据えた子育て支援サービス及び教育環境の整備について」一般質問がありましたものとなっております。

資料につきましては、後ほどお目通しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、明日の退職校長・教頭感謝状授与式（講堂）とその後、行われます「合同送別会」のご案内です。

感謝状授与式につきましては、17：45より公民館講堂で行います

その後、18時30分より poppotei にて合同送別会を行いますのでよろしくお願い致します。

また、これからご連絡の案内をお出ししますが、4月10日15時から校長・教頭合同会議を行い、その後、合同歓迎会を18時30分よりもつきり家で行います。

年度末、年度初めでお忙しいとは存じますが、ご予定の方よろしくようお願いいたします。

次に、主な行事予定を見ていただきたいと思います。

お手元の資料をご覧ください。令和7年4月の主な行事予定となっております。

4月の予定としましては、1日に教育委員会職員及び教職員辞令交付となります。3日にスポーツ協会総会、4日に子どもサポート隊研修会となっております。

8日高校入学式、9日小中学校入学式が行われますので、委員さんにつきましては、よろしくお願いいたします。10日校長会議、15日教頭会議となっております。また、10日生きがい講座弟子屈学級開校式、翌11日には生きがい講座川湯学級開校式を行う予定となっております。4月の定例教育委員会といたしましては、22日が予定となっております

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認します。

第4回の定例教育委員会につきましては、4月22日（火）を予定しておりますが、ご都合の程は、よろしいでしょうか？

菅原委員：私、ちょっと都合がありまして、欠席させていただきます。

岩原教育長：はい、わかりました。

その次の第5回定例教育委員会につきましては、5月27日（火）を予定しております。来月、再度確認したいと思います。

本日は、1年分の定例教育委員会の日程表をお配りしております。日程変更も

あるかもしれませんが、このスケジュールで開催していきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和7年第3回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委 員 宮田 昇子